

労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度の強化について

厚生労働省は、平成16年3月の閣議決定「規制改革・民間開放推進3か年計画」を踏まえ、労災保険の未手続事業主に対する費用徴収制度について、徴収金額の引き上げや徴収対象とする事業主の範囲の拡大を内容とする運用の強化を決定し、都道府県労働局長へ通知を行いました。

なお、新たな運用については、11月1日から開始することとされています。

○費用徴収の適用となる事業主等

(徴収額)

労災保険の加入手続について、行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

⇒

事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の100%を徴収

労災保険の加入手続について、行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合

⇒

事業主が「重大な過失」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の40%を徴収

(注) 療養開始後3年間に支給されるものに限りです。

また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

詳細は、次の厚生労働省記者発表資料(厚生労働省ホームページ)をご覧ください。

「労災保険未手続事業主に対する費用徴収制度の強化について」

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2005/09/h0920-1.html>